

## 株式会社北林商事 行動計画

従業員の働き方の見直しを行いその能力を発揮し、仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後や育児休業、育児休業給付、産前産後・育児休業中の社会保険料免除等の制度を周知し、情報提供を行う。

対 策

- ① 令和3年9月から従業員に対して諸制度の説明を行い、実情を把握する。
- ② 令和3年11月から従業員に対して諸制度に関するパンフレット等の配布により情報提供を行うとともに周知・啓発を実施する。

目標2：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。  
年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間10日以上とする。

対 策

- ① 令和3年9月から年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ② 令和3年11月から年次有給休暇取得促進の検討を行う。
- ③ 令和4年1月から年次有給休暇取得のための検討結果に基づき、計画的な取得に向けて検討し、積極的な取得を促す。

目標3：これまで女性の配置のなかった営業職に女性従業員を1名以上採用する。

対 策

- ① 令和3年9月から営業職女性従業員の募集を行うため、求人票内容の見直しを検討する。
- ② 令和4年1月から営業職女性従業員採用のために職場内の課題を整理するとともに、職場環境を整備する。